

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成30年4月25日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700349号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1800001号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年3月21日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。  
平成6年3月21日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
- 2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年2月20日から同年4月1日に訂正し、同年2月及び同年3月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。  
平成7年2月20日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年3月21日から同年4月1日まで  
② 平成7年2月20日から同年4月1日まで

請求期間①については、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成6年3月21日となっているが、同年3月31日まで勤務していた。

請求期間②については、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成7年2月20日となっているが、同年3月31日まで勤務していた。

調査の上、請求期間①及び②の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 雇用保険被保険者記録、請求者が提出した給与明細書及び平成6年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、請求期間①においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(以下「全喪日①」という。)は平成6年3月21日と記録されているところ、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日(平成6年3月21日)の入力処理は、全喪日①より後の平成6年4月14日に遡って行われていることが確認できる。

また、前述の入力処理日(平成6年4月14日)において、A社に係る厚生年金保険の被保険者のうち、請求者を含む3名について、同日付けで遡及した資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は請求期間①において法人の事業所であったことが確認でき、雇用保険適用事業所情報により、同社は当該期間において雇用保険の適用事業所であったことが確認できることから判断すると、同社は全喪日①以降においても事業を継続しており、請求期間①については、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たして

いたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成6年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の入力処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、雇用保険被保険者記録における離職年月日の翌日である同年4月1日とすることが妥当である。

また、平成6年3月の標準報酬月額については、A社に係る請求者の厚生年金保険被保険者記録から、22万円とすることが妥当である。

2 雇用保険被保険者記録、請求者が提出した給与明細書及び平成7年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、請求期間②においてB社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日②」という。）は平成7年2月20日と記録されているところ、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成7年2月20日）の入力処理は、全喪日②より後の平成7年4月6日に遡って行われていることが確認できる。

また、前述の入力処理日（平成7年4月6日）において、B社に係る厚生年金保険の被保険者のうち、請求者を含む6名について、同日付けで遡及した資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、B社に係る商業登記簿謄本により、同社は請求期間②において法人の事業所であったことが確認でき、雇用保険適用事業所情報により、同社は当該期間において雇用保険の適用事業所であったことが確認できることから判断すると、同社は全喪日②以降においても事業を継続しており、請求期間②については、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成7年2月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の入力処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、雇用保険被保険者記録における離職年月日の翌日である同年4月1日とすることが妥当である。

また、平成7年2月及び同年3月の標準報酬月額については、B社に係る請求者の厚生年金保険被保険者記録から、30万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700348 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800002 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 6 年 12 月 31 日から平成 7 年 4 月 21 日に訂正し、平成 6 年 12 月から平成 7 年 3 月までの標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

平成 6 年 12 月 31 日から平成 7 年 4 月 21 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 12 月 31 日から平成 7 年 5 月 1 日まで

私は平成 5 年 4 月に A 社に入社し、B 業務に当たってきました。会社は途中業務閉鎖となり平成 7 年 9 月にその旨を知らせる用紙をもらいましたが、平成 7 年 4 月までは厚生年金を支払った額で給料を受けとっていました。

その後、年金加入履歴を見たところ、平成 7 年 1 月～4 月は国民年金に加入していたことがわかり、この間は本来厚生年金になると思いますので、これを調査していただきたいのでよろしくをお願いします。

## 第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録により、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できる上、請求者が提出した給料支給明細書によると、平成 7 年 3 月分までの厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録により、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）は平成 7 年 3 月 26 日と記録されているところ、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成 6 年 12 月 31 日）の入力処理は、全喪日より後の平成 7 年 4 月 21 日に遡って行われていることが確認できる。

また、前述の入力処理日（平成 7 年 4 月 21 日）において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者のうち、請求者を含む 10 名について、同日付けで遡及した資格喪失処理が行われている上、同社に係る雇用保険被保険者記録では同日以降に請求者を含む 9 名の記録が確認できる。

さらに、A 社の元事業主は、請求期間当時、厚生年金保険料の支払が不能となったため全喪日を平成 7 年 3 月 26 日としたが、完全閉鎖するまで従業員は勤務していた旨回答している上、商業登記簿謄本により、同社は当該期間において法人の事業所であったことが確認できることから判断すると、同社は全喪日以降においても事業を継続しており、請求期間については、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成6年12月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の入力処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、社会保険事務所（当時）が当該喪失処理を行った日である平成7年4月21日とすることが妥当である。

また、平成6年12月から平成7年3月までの標準報酬月額については、A社に係る請求者の厚生年金保険被保険者記録から、26万円とすることが妥当である。

請求期間のうち、平成7年4月21日から同年5月1日までの期間については、請求者が所持する給料支給明細書からは平成7年4月分の厚生年金保険料の控除を確認できない上、A社の元事業主も請求者に係る賃金台帳等は保管していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間のうち、平成7年4月21日から同年5月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち、平成7年4月21日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700370 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800001 号

## 第 1 結論

昭和 46 年\*月から昭和 52 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年\*月から昭和 52 年 3 月まで

私が 20 歳になった時、母が私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれた。当時、私は大学生だったので、全て母に任せており詳しいことは記憶していないが、その後、A 市へ転居して、結婚する前に、これからは国民年金保険料を自分で支払うように母から念を押された。

調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

国民年金の加入手続を行った場合は、手続き後、速やかに国民年金手帳記号番号が払い出される所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号(\*)は昭和 52 年 8 月 13 日に払い出されていることが確認できる上、それより前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事蹟もないことから、請求期間当時、国民年金に未加入であったと考えられる。

また、請求者は、請求期間当時、母親が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張しているが、母親は死亡している上、自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していなかったとしていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700377号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1800003号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在はB社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年1月から昭和50年12月まで  
私は、高校を中退した後、しばらくしてA社に勤務していた。勤務した期間はよく覚えていないが、給与から社会保険料が控除されていたことは間違いない。  
請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間において、請求者のA社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、B社は請求期間当時の資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、請求期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できる複数の者に照会したが、請求者の勤務状況等に係る回答及び陳述を得ることができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間において請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。